

ハローワーク もりおか

懇切

公正

迅速

令和8年9月 No.636

採用をお考えの事業主の皆さまへ

令和8年4月8日改正

早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）のご案内

事業主の経済的事情により離職を余儀なくされた労働者で「再就職援助計画」の対象となった方または雇用保険の特定受給資格者の方を、早期に雇入れ、賃金（※）を雇入れ前の賃金（※）より5%以上上昇させた事業主に対して助成します。

※ 毎月決まって支払われる賃金をいいます。

助成金の対象

労働者

貴社に雇入れられる直前の離職の際「再就職援助計画対象労働者（※）」であった方または雇用保険の特定受給資格者であった方。

※ 再就職援助計画対象労働者は、「再就職援助計画対象労働者証明書」をお持ちですので、採用応募時や面接時に証明書の有無を確認してください。

事業主

① 「再就職援助計画対象労働者」または「雇用保険の特定受給資格者」を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇入れた事業主。

② 当該労働者を、雇入れ日から6か月を超えて引き続き雇用している事業主。

③ 当該労働者の雇入れ後の毎月決まって支払われる賃金を、雇入れ前の毎月決まって支払われる賃金より5%以上上昇させていること。

※試用期間中の賃金が低く設定されている場合は、試用期間後の労働条件による毎月決まって支払われる賃金と比較することができます。

助成額（対象労働者1人あたり）

通常	優遇助成 [※]
30万円	40万円

※ 優遇助成は、一定の成長性が認められる事業所の事業主が、対象労働者を雇入れた場合に適用されます。

【お問い合わせ先】 岩手労働局 職業対策課分室 助成金センター TEL 019-606-3285

もくじ

- 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）のご案内…………… 1
- 令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！…………… 2・3
- ハローワークインターネットサービスが新しくなりました！…………… 4
- 最近の求人求職のうごき／盛岡公共職業安定所公式SNS…………… 4

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

①顧客等の言動であって、

②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、

③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及び**あらかじめ定めた対処の内容**（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人で対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの**対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する**

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、事業主が雇用する労働者による「**性的な言動**」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**S N S等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず**講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化**し、労働者及び**求職者等**に周知・啓発する

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるS N Sの種類指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

ハローワークインターネットサービスが新しくなりました！

◇あなたに合う仕事がきっと見つかります◇



画面がより見やすく

特集求人検索やその自動配信機能が追加

求人者をまとめてお気に入りへ

求職者マイページホーム

重要なお知らせ

求職情報の確認をお願いします！

求職公開状況：公開中

求人検索

お気に入り求人

応募中の求人

求職活動状況

求職情報・設定

メッセージ

新着1件

オンラインハローワーク紹介

求人者からのリクエスト求人

スマートフォン等での表示が見やすくなり、快適に操作できます。

特集求人(例)

介護士関連求人

看護士求人

保育士関連求人

子育て応援求人

「特集求人」「PRロゴ(※)」等、注目の求人の絞り込みが可能になりました。

※えるぽ・くるみん等の各認定制度

求人情報の自動配信機能について

「配信する」を選択すると、登録した求職情報に合致する特集求人に関連する求人情報が、毎週土曜日にマイページへ配信されます(メンテナンス実施日を除く)。

配信する

停止する

設定すると特集求人に関連した求人が自動で配信されるようになります。

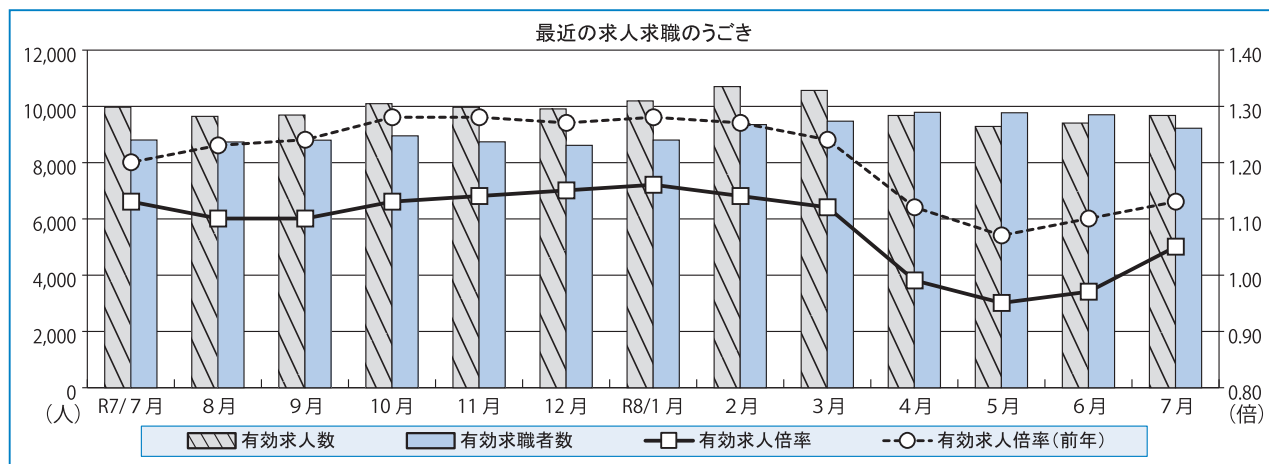
チェックした求人の求人票を表示

チェックした求人をお気に入りに保存

チェックした求人を表示

気になる求人に✓をいれて「お気に入りに保存」をタップ。

求人者をまとめて保存ができるようになります。いつでもすぐに見返すことができます。



	R7/7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	前年同月比
新規求人数	3,615	3,036	3,593	3,959	3,073	3,584	4,151	3,647	3,897	3,250	2,981	3,753	3,540	▲2.1%
有効求人数	9,971	9,646	9,693	10,097	9,969	9,911	10,195	10,704	10,568	9,678	9,288	9,408	9,678	▲2.9%
新規求職者数	1,746	1,632	1,751	1,820	1,565	1,685	2,132	2,188	2,016	2,678	1,995	1,861	1,780	1.9%
有効求職者数	8,806	8,736	8,800	8,954	8,741	8,616	8,804	9,354	9,475	9,790	9,774	9,703	9,224	4.7%
新規求人倍率	2.07	1.86	2.05	2.18	1.96	2.13	1.95	1.67	1.93	1.21	1.49	2.02	1.99	-0.08p
有効求人倍率	1.13	1.10	1.10	1.13	1.14	1.15	1.16	1.14	1.12	0.99	0.95	0.97	1.05	-0.08p
有効求人倍率(前年)	1.20	1.23	1.24	1.28	1.28	1.27	1.28	1.27	1.24	1.12	1.07	1.10	1.13	-

盛岡公共職業安定所 公式SNS



ハローワーク盛岡菜園庁舎

新卒応援ハローワーク
わかもの支援コーナー

35歳からの就職応援コーナー



マザーズハローワーク



ハローワーク盛岡

人材確保対策コーナー
(介護・看護・保育)人材確保対策コーナー
(建設・警備・運輸)

発行

盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905ハローワーク盛岡
公式キャラクター
【もりてつぽん】